

総務省組織令の一部を改正する政令案の概要

1. 概要

総務省の所掌事務の円滑な遂行を図るため、自治財政局調整課の所掌事務を変更する等の改正を行う。

2. 主な改正事項

(1) 自治財政局調整課の所掌事務の変更（総務省組織令（以下「令」という。）第 57 条）

「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（昭和 46 年法律第 70 号）の失効に伴い、自治財政局調整課の所掌事務を変更するもの

(2) サイバーセキュリティ統括官付参事官（国際担当）の廃止（令第 120 条及び附則第 21 条）

サイバーセキュリティ統括官付参事官（国際担当）の設置期限の到来に伴い、廃止するもの

3. スケジュール

閣 議：令和 4 年 3 月 15 日

施行期日：令和 4 年 4 月 1 日